

記入見本：日本人同士の協議離婚の場合

離婚届

令和 8 年 4 月 1 日届出

在シンガポール日本国 大使 殿
総領事

受理 令和 年 月 日
第 号
通知(送付) 令和 年 月 日
第 号
書類調査 戸籍記載 記載

公 館 印

2名の証人(18歳以上の方に限ります。)は、戸籍に記載の氏名を楷書により、自筆で署名してください。(押印は任意)

午前・午後
時 分受付

夫 旅券・他()

妻 旅券・他()

(フリガナ)	夫 ガイム ショウイチ	妻 ガイム ナツコ
氏 名	氏 外務 省一	氏 外務 夏子
生 年 月 日	昭和 ・平成 60 年 8 月 28 日	昭和・ 平成 2 年 2 月 20 日
住 所	シンガポール共和国 ナッスムロード16 ブロック123 02-10号	シンガポール共和国 サンプルウェイ20 01-23号
本 籍	東京都千代田区霞が関二丁目2	東京都千代田区千代田
(夫または妻が外国人のときはその国籍)	筆頭者の氏名 外務 省一	(<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻)の国籍
父母及び養父母の氏名と続柄	夫の父 外務 一郎 続き柄 長 男 母 小春	妻の父 星 二郎 続き柄 冬 美 母
離婚の種別	<input checked="" type="checkbox"/> 協議離婚 <input type="checkbox"/> 調停 <input type="checkbox"/> 審判	<input type="checkbox"/> 和解 <input type="checkbox"/> 請求の認諾 <input type="checkbox"/> 判決
婚姻前の氏にもどる者の本籍	<input type="checkbox"/> 夫 <input type="checkbox"/> 妻 <input type="checkbox"/> もとの戸籍にもどる <input checked="" type="checkbox"/> 妻 <input checked="" type="checkbox"/> 新しい戸籍をつくる	筆頭者の氏名 星 夏子
未成年の子の氏名	父母双方が親権を行う子 外務 四郎、外務 五郎	
同居の期間	平成 5 年 12 月から 平成 7 年 10 月まで	
別居する前の住所	シンガポール共和国 ナッスムロード16 ブロック123 02-10号	
別居する前の世帯の主な仕事と	<input type="checkbox"/> 1. 農業だけまたは農業とその他の仕事を持っている世帯 <input checked="" type="checkbox"/> 2. 自由業・商工業・サービス業等を個人で経営している世帯 <input type="checkbox"/> 3. 企業・個人商店等(官公庁は除く)の常用勤務者世帯で勤め先の従業員数が1人から99人までの世帯(日々または1年未満の契約者は5) <input type="checkbox"/> 4. 3にあてはまらない常用勤務者世帯及び会社団体の従業員の世帯(日々または1年未満の契約の雇用者は5) <input type="checkbox"/> 5. 1から4にあてはまらないその他の仕事をしている者の世帯 <input type="checkbox"/> 6. 仕事をしている者のいない世帯	
夫婦の職業	夫の職業 妻の職業	
その他	<p>国勢調査の実施年にのみ、記入いただけます。詳細は、当館窓口等にてご案内します。</p> <p>戸籍に記載された、「離婚前の氏名」を楷書により、自筆で署名してください。(押印は任意)</p>	
届出人署名	夫 外務 省一	妻 外務 夏子

証 人(日本法による協議離婚のときだけ必要です)

署 名 (※押印は任意)	鈴木 三郎 印	佐藤 秋子 印
生 年 月 日	昭和 50 年 10 月 9 日	昭和 60 年 6 月 7 日
住 所	東京都文京区 春日一丁目16番21号	シンガポール共和国 キムセンロード480 12-10号
本 籍	東京都中野区 弥生町一丁目58	千葉県千葉市若葉区 桜木町567

戸籍に記載の通り、ハイフン等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。

婚姻の際に氏を変更した方について、「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出の有無にかかわらず、希望する本籍の取扱いに☑を入れてください。離婚後の本籍は、ハイフン等を使用せず、都道府県名から地番まで正確に記入してください。

婚姻前の氏に戻る方が、新しい戸籍の筆頭者となる場合、筆頭者の氏名は、「離婚の際に称していた氏を称する届」の提出の有無にかかわらず、「離婚後の氏(旧姓)」を記入してください。

【もとの戸籍にもどらず、離婚前(現在)の本籍とは異なる場所に、新しい本籍を設定する方へ】

当館での離婚届の手続きに先立ち、「新しい本籍の場所が、本籍地として設定できるか」に関して、管轄する市区町村役場にあらかじめ確認してください。

未成年(18歳未満)の子がいる場合、全ての子について親権者を定め、それぞれ子の氏名を記入してください。

ただし、離婚の際における親権者の氏の変更に伴い、子の氏が自動的に変更されることはありません。子の氏を変更するには、日本の家庭裁判所の許可が別途必要ですので、ご注意ください。

(5)の欄で、未成年の子に係る親権者を定める場合、夫妻双方在内容を確認した後、☑をそれぞれ記入してください。

離婚届の提出時点で同居している場合、「別居したとき」の欄全体(年月の欄を含む。)を二重線で消し、「その他」の欄に、「まだ別居していない。」と記入してください。

未成年の子がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

離婚後の子育ての分担について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
子育ての分担:子の身の回りの世話を期間で分担したり、子に関する事項(例えば、教育に関する事項、医療に関する事項など)の決定を父母で分担したりすること。父母の一方が全て行うとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

親子交流について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
親子交流:未成年の子と離れて暮らしている親が子と定期的、継続的に、会って話をしたり、一緒に遊んだり、電話や手紙などの方法で交流すること。父母双方が定期的、継続的に子育てをするとの取決めをしている場合や、諸事情により交流を実施しないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

経済的に自立していない子(未成年の子に限られません)がいる場合は、次の☐のあてはまるものにしるしをつけてください。

養育費の分担について
☐取決めをしている。 ☐まだ、決めていない。
☐まだ、決めていない。 ※未成年の子については、取決めをしていなくても暫定的に養育費を請求することができる制度があります。
養育費:経済的に自立していない子(例えば、アルバイト等による収入があっても該当する場合があります)の衣食住に必要な経費、教育費、医療費など。諸事情により養育費を支払わないとの取決めをしている場合も「取決めをしている。」にしるしをつけてください。

父母が離婚するときは、親子交流や養育費の分担など子の監護に必要な事項についても父母の協議で定めることとされています。この場合には、子の利益を最も優先して考えなければならないこととされています。
詳しくは、各市区町村の窓口において配布している法務省パンフレットをご覧ください。親権に関する説明や、子育ての分担、親子交流及び養育費等、離婚をするときに取り決めておくべきことをまとめた情報を法務省ウェブサイトにも掲載しています。

法務省 離婚 法務省パンフレット 法務省の解説動画

日本司法支援センター(法テラス)では、親子交流の取決めや養育費の分担など離婚をめぐる問題について、相談窓口等の情報を無料で提供しています。無料法律相談や弁護士費用等の立替えをご利用いただける場合もありますので、お問い合わせください。
【法テラス・サポートダイヤル】0570-078374 【公式ホームページ】https://www.houterasu.or.jp

(届出人の連絡先及び電話番号

Mobile: +65-XXXX-XXXX E-mail: g2134q5s8_sample@ne6r7o90

ジーイー キュー アンドーバー エル エヌ アル オーゼロ